

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成 19 年 8 月 21 日（火） 13 時 30 分から 15 時 30 分
2. 場 所 総務省旭川行政評価分室 会議室
3. 出席者
（委 員）金委員長、伊藤委員、瀬古委員、皆川委員
（事務室）片山事務室次長 ほか
4. 議 題
（1） 年金記録確認申立事案の審議
（2） その他
5. 会議経過
（1） 当委員会が受付した申立事案のうち 4 件（国民年金）について審議が行われた。
このうち 3 件は、追加調査が必要との意見が出されたため、結論を出さず継続審議とした。
残り 1 件は、あっせんの方で概ね意見がまとまり、次回委員会であっせん案の審議を行なうこととした。
（2） 旭川地方第三者委員会事務手続要領、同細則及び税務関係資料の提供依頼に関する事務手続細則を本日付で委員長決定した。
（3） 次回の委員会は、8 月 29 日（水）9 時 30 分から開催することとなった。

〔 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認旭川地方第三者委員会（第４回）議事要旨

1. 日 時 平成 19 年 8 月 29 日（水） 9 時 30 分から 12 時 00 分
2. 場 所 総務省旭川行政評価分室 会議室
3. 出席者
（委 員）金委員長、伊藤委員、小関委員、瀬古委員、皆川委員
（事務局）片山事務室次長 ほか
4. 議 題
（１） 年金記録に係る確認申立事案の審議
（２） その他
5. 会議経過
（１） 継続案件 4 件（国民年金）、新規案件 3 件（国民年金）の審議を行なった。
継続案件 4 件のうち 1 件は、あっせん案の審議を行ない決定した。残り 3 件は、審議を継続することとされた。
（２） 新規案件 3 件のうち 1 件は、あっせんを行なう方向で意見がまとまり、次回の委員会であっせん案の審議を行なうこととした。残り 2 件は、審議を継続することとされた。
（３） 次回の委員会は、9 月 5 日（水）の 18 時 00 分から開催することとした。
また、委員会については、今後原則として、第 1、第 3 水曜日の 18 時 00 分から定期的に開催することとした。

（ 文 責 ： 事 務 室
後日修正の可能性あり ）